

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「地域少子化対策重点推進交付金」の運用の改善

提案団体

秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活補助金について、地域の実態に即した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。

具体的な支障事例

市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くある。
※秋田県内の市町村のうち、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していない。一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給コストが安価であることから、今後も単独予算で継続したいとの意向がある。
また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所があり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くある。
本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となると経済的負担が大きいため、住宅購入については結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在の少子高齢の社会において、結婚を希望する世帯にその環境を整備することは重要である。提案の実現によって、本補助金の活用をためらっていた自治体が、事業を実施することにより、結婚を希望しているが経済的な負担により躊躇している県民に対して、結婚を後押しする効果が期待される。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領、結婚新生活支援事業実施要領、結婚新生活支援事業費補助金交付要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県、埼玉県、山梨市、枚方市、神戸市、山口県、徳島県、福岡県、宮崎市

○本県内における本補助金実施市町村は6市町であり、市町村の17%にとどまっている。
また、世帯年収と夫婦の年齢の双方に要件が設定されたことにより、対象者がより限定されることから、市町村によっては独自財源を用いることで年齢要件に合致しない新婚世帯に対しても補助を実施しているところであ

る。

晩婚化の進行により、新婚世帯の年齢も上昇している中、夫婦ともに34歳以下という要件では、利用対象者が限定され、制度の活用も進まない現状にある。このため、年齢要件の緩和等、要件の見直しをお願いしたい。

○本市は、現時点では当該交付金を活用していないが、今後、結婚支援策を幅広く検討するに当たっては、可能な限り地域の実情と発意に応じて可変的であるほうが、より適切な施策の展開につながるものとする。

○平成29年度、本県では交付実績額が交付決定額の32.4%に留まった。事業実施市町村からは、申請実績が目標に至らなかった理由として、世帯の所得要件が低いことが挙げられた。

平成30年度からは年齢要件が加わるため、さらに申請件数が落ち込むことが懸念される。世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直されることで、県民の申請件数の向上、交付金活用市町村の増加につながることを期待される。

○平成29年度に県内で結婚新生活支援事業を実施した市町村においても、要件を満たさないため補助の対象外となった新規婚姻者が認められている。

世帯年収要件及び年齢要件について、条件の緩和が必要と思われる。

○結婚新生活補助金について、当市でも申請にあたっての窓口や電話等での問い合わせでは補助対象世帯の対象要件のうち、所得要件(世帯所得340万円未満)や婚姻時期に係る要件に関する緩和を求める声が多く寄せられており、これらの要件がハードルとなって申請に結びつかないケースが多いものと考えられるため所得等の要件について更なる緩和が必要である。

また、現行の補助対象費用では、対象とする所得層において、補助金枠を上限まで利用できる世帯は少ないと考えられるため、提案主旨にある住宅取得を加えることに賛同する。加えて、当市における申請対応や電話等での問い合わせのなかで要望が多くみられるが現行の補助対象に含まれていない、賃貸借契約において貸借人から求められる家賃保証にかかる費用及び損害保険料、平成29年度まで当市が独自に補助しており助成者より好評であった結婚式費用及び新生活に必要な家具家電費用等を新たな対象費用に加え、新婚世帯が本補助金を最大限利用でき、より婚姻促進効果を生み出す枠組みを対象費用の面からも検討していただきたい。

○当補助金の条件として、夫婦ともに34歳以下、年間所得340万未満が設定されている。近年、ますます晩婚化・晩産化が進む中、34歳を超えた婚姻・出産のケースが増加傾向にあることから、その動向に対応できるよう、年齢制限の緩和もしくは撤廃が必要と考える。また、本補助金は重要課題である少子化対策につながることから、所得制限の緩和により対象世帯を拡大し、事業効果を高める必要があると考える。

また、本補助金制度においては、住宅取得(持ち家の購入)の場合、建物代のみが対象となっているが、申請される夫婦によっては多額の支出をしているにも関わらず、売主(不動産業者等)から土地・建物の内訳や消費税額の情報がもらえず、補助金の交付が受けられないケースが生じている。このため、土地代も含めて補助対象とする必要があると考える。

○平成30年度には、世帯所得の要件が厳しいことを理由に、十分な事業効果が得られないと判断し、交付申請を取り止めた市町村があった。

例年、支給件数の実績は計画を下回っているが、複数の市町村では世帯所得の要件を超える婚姻予定者からも経済的な相談を受けた事例があり、世帯年収要件を緩和した場合のニーズはあるものとする。

○所得制限等が厳しいため、申請出来ない事例が見受けられる。

○本県においても、補助金支給要件が厳しいために対象者が限定されることから実施市町が3自治体にとどまるなど、結婚新生活支援事業本来の目的を達成できていない状況である。

要件を緩和することで、実施市町も増加し、結婚新生活支援事業の効果を高めることが可能と思われる。